

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（受給資格） 第 2 条 （略） 2 条例第 3 条第 4 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 （1）申請者の保護者等が奨学金の支給を受けようとする年度の市町村民税の所得割を課されていないこと。	（受給資格） 第 2 条 （略） 2 条例第 3 条第 4 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 （1）申請者の保護者等<u>（申請者の親権を行う者が配偶者を有するとき（申請者の親権を行う者が当該配偶者である場合を除く。）は、当該配偶者を含む。以下同じ。）</u>が奨学金の支給を受けようとする年度の市町村民税の所得割を

(2) (略)	課されていないこと。 (2) (略)
---------	-----------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。